

館山市と千葉トヨペット株式会社との包括連携に関する協定書

館山市(以下「甲」という。)と千葉トヨペット株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、市民サービスの向上、地域課題の解決及び地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 安全・安心に関すること
- (2) 地域振興・スポーツに関すること
- (3) 公共交通・移動に関すること
- (4) 環境・教育に関すること
- (5) 組織の人材育成・業務改善に関すること
- (6) 防災及び災害時における協力に関すること
- (7) 市政への協力に関すること
- (8) その他、両者が協議し必要と認める事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 甲及び乙は、第4条の有効期間にかかわらず、本協定を解除しようとするときは、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、前条に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和3年2月10日

甲：千葉県館山市北条1145-1
館山市

館山市長

金丸謙一

乙：千葉県千葉市美浜区稲毛海岸4-5-1
千葉トヨペット株式会社

代表取締役社長

勝又隆一